

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【公開番号】特開2014-162908(P2014-162908A)

【公開日】平成26年9月8日(2014.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-048

【出願番号】特願2013-37894(P2013-37894)

【国際特許分類】

C 09 J 201/00	(2006.01)
H 01 L 31/042	(2014.01)
B 32 B 27/00	(2006.01)
C 09 J 11/06	(2006.01)
C 09 J 201/02	(2006.01)
C 09 J 175/04	(2006.01)
C 08 G 18/62	(2006.01)

【F I】

C 09 J 201/00	
H 01 L 31/04	R
B 32 B 27/00	C
C 09 J 11/06	
C 09 J 201/02	
C 09 J 175/04	
C 08 G 18/62	

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月9日(2015.10.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

積層体を用いてなる太陽電池保護シートであって、

前記積層体は、基材(G)と、前記基材(G)の片面または両面に積層してなる積層シート接合用樹脂組成物からなる層とを具備し、

前記積層シート接合用樹脂組成物は、

共重合体(A)と、活性水素基が含まれ、カルボキシル基、アミド基、カルボニル基及びN-アルコキシアルキル基からなる群から選択される一種以上の官能基が含まれない共重合体(B)と、架橋剤(C)とを含み、かつ下記(1)、(2)を満たす、太陽電池保護シート。

(1)共重合体(A)が、、 -不飽和化合物の共重合体であり、ガラス転移点(Tg)が-40以上、10未満である。

(2)共重合体(B)が、、 -不飽和化合物の共重合体であり、ガラス転移点(Tg)が10以上、110未満である。

【請求項2】

共重合体(A)が、

カルボキシル基、アミド基、カルボニル基及びN-アルコキシアルキル基からなる群から選択される一種以上の官能基を有する、 -不飽和化合物(m-1)と、その他共重

合可能な、，-不飽和化合物（m-3）（ただし（m-1）及び下記（m-2）であるものを除く）との共重合体であり、
尚且つ、

共重合体（B）が、

活性水素基を有する、，-不飽和化合物（m-2）（ただし（m-1）であるものを除く）と、その他共重合可能な、，-不飽和化合物（m-3）（ただし（m-1）及び（m-2）であるものを除く）との共重合体であることを特徴とする請求項1記載の太陽電池保護シート。

【請求項3】

共重合体（A）と共に重合体（B）との合計100重量部中、共重合体（A）を30～95重量部の範囲で含むことを特徴とする請求項1又は2記載の太陽電池保護シート。

【請求項4】

共重合体（A）が、

共重合に用いる、，-不飽和化合物100重量部中、
，-不飽和化合物（m-1）0.01～10重量部と、
その他の共重合可能な、，-不飽和化合物（m-3）90～99.99重量部との共重合体であること特徴とする請求項2又は3記載の太陽電池保護シート。

【請求項5】

共重合体（B）が、

共重合に用いる、，-不飽和化合物100重量部中、
，-不飽和化合物（m-2）0.01～20重量部と、
その他の共重合可能な、，-不飽和化合物（m-3）80～99.99重量部との共重合体であること特徴とする請求項2～4いずれか1項に記載の太陽電池保護シート。

【請求項6】

共重合体（A）の重量平均分子量が50,000～1,000,000であり、かつ共重合体（B）の重量平均分子量が2,000～80,000であることを特徴とする請求項1～5いずれか1項に記載の太陽電池保護シート。

【請求項7】

架橋剤（C）が、ポリイソシアネート化合物（c-1）、多官能工ポキシ化合物（c-2）、金属キレート化合物（c-3）、カルボジイミド化合物（c-4）及びアジリジン化合物（c-5）からなる群より選択される1種以上の化合物を含むことを特徴とする請求項1～6いずれか1項に記載の太陽電池保護シート。

【請求項8】

架橋剤（C）がポリイソシアネート（c-1）であることを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の太陽電池保護シート。

【請求項9】

ポリイソシアネート（c-1）が脂肪族のポリイソシアネート（c-1-1）及び／又は脂環族のポリイソシアネート化合物（c-1-2）であることを特徴とする請求項8記載の太陽電池保護シート。

【請求項10】

請求項1～9のいずれか1項に記載の太陽電池保護シートを用いてなる太陽電池モジュール。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

N-アルコキシアルキル基含有の、，-不飽和化合物としては例えば、

N-メトキシメチル-2-プロペンアミド、N-エトキシメチル(2-メチル)プロペ

ンアミド、N-(n-, iso-)ブトキシメチル(2-メチル)プロペンアミド、N-メトキシエチル(2-メチル)プロペンアミド、N-エトキシエチル(2-メチル)プロペンアミド、N-(n-, iso-)ブトキシエチル(2-メチル)プロペンアミド、等の，-不飽和化合物が挙げられる。